

食品寄附ガイドライン第 2 回官民協議会後の主な変更点について

【序章】

- 「第 3 本ガイドラインの使い方」における冒頭記載
- 「活動の内容と参照すべき章」の追加
- 表 1 の追加、「第 4 定義」の整理

【第 1 章】

- 関係法律の適用関係の独立

【各章共通事項】

- 「合意上の留意点」における物流費に係る記載の削除
- 賞味期限切れの食品に係る取扱いについての記載の充実
- 表現、記載等の精査

【第 2 章食品寄附者が食品寄附に当たって行うべき事項】

- 「第 6 財務管理・情報開示」の記載の調整
- 「フードドライブの実施」における記載の簡素化

【第 3 章ファシリテーターが食品寄附に当たって行うべき事項】

- 「合意上の留意点」の削除
- 実態を踏まえた記載への調整

【第 4 章フードバンクが食品寄附に当たって行うべき事項】

- 「第 3 合意上の留意点」「第 4 安全面等の管理」「第 6 トレーサビリティ」における各項目の実態を踏まえた記載

【第 5 章フードパントリー等が食品寄附に当たって行うべき事項】

【第 6 章こども食堂等が食品寄附に当たって行うべき事項】

- 必要事項から推奨事項への変更
- 各項目における記載の簡素化、実態を踏まえた記載

【参考資料等】

- 合意書の例、フードパントリー等利用者への説明書、チェックリストの補充